

センター南駅ゴミ集積所の使用ルールについて

令和3年9月16日
横浜交通開発株式会社

「駅構内店舗の管理規則」第10条に基づき、センター南駅ゴミ集積所の使用について以下の様に
取り決めます。

- 1 必ず決められた日に、決められた方法（資料1）で、決められた場所（資料2）にゴミを出してください。
- 2 使用するゴミ袋はビニール製の厚めのもの（厚0.025mm以上）を使用してください。
- 3 ゴミ袋には黒油性ペンで大きく店舗名を記載してください。記載の無いゴミ袋は回収しません。
- 4 ゴミに付着した水分は取り除いてから出してください。水がゴミ回収ボックス等に溜まると害虫や悪臭を発生させます。
- 5 ゴミ回収ボックス及びかごの上端を超えてゴミを捨てる事はできません。翌日以降にゴミを出してください。
- 6 粗大ゴミはゴミ集積所では回収しません。各店舗にて処理をお願いします。
（傘、いす、机、家電製品、厨房器具、金属類、陶器類、ガラス、OA機器類）